

モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日 改訂版
ボートレースコロナ対策決定本部

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、モーターボート競走における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『「新しい生活様式」の実践例』（参照末尾）やその後に発出された事務連絡等（以下、「事務連絡等」という。）を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。

モーターボート競走を開催する者（以下、「施行者」という。）、競走場等を管理・運営する者（以下、「管理・運営者」という。）、モーターボート競走の競走実施機関（以下、「競走実施機関」という。）等関係団体及び選手は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

競走場等を開場するかどうかの判断にあたっては、引き続き、競走場等が所在する都道府県からの要請等を踏まえて適切に対応する。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況・対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・改訂を行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

施行者、管理・運営者、競走実施機関等関係団体及び選手は、競走場等の規模等を十分に踏まえ、競走場等内及びその周辺地域において、競走場等の職員等（以下、「従事者」という。）、選手及び競走場等に来る入場者（以下、「来場者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3密」）のどれかひとつでもある場では、感染を拡大さ

せるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3 リスク評価

施行者、管理・運営者、競走実施機関等関係団体及び選手は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染、③エアロゾル感染（マイクロ飛沫感染）のそれぞれについて、従事者、選手及び来場者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、競走場等の開場に伴って、④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意する。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など）に留意する。

②飛沫感染のリスク評価

競走場等における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③エアロゾル感染（マイクロ飛沫感染）

競走場等における、エアロゾル感染を防止するための対策、空気の流れの確保（ドアや窓の開放、換気扇やサーキュレーターの利用等による換気）の状況について評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

競走場等が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の競走場等の開場の影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策

①総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、身体的距離（人と人が触れ合わない間隔をいう。以下同じ。）を確保する。
- ・ 競走場及び場外発売場が所在する都道府県におけるイベント開催等に関する手続きや、地域の感染拡大状況等を踏まえ、感染対策を検討する。

※ 内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2（2023年2月10日）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf

- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、競走場の有観客及び場外発売場の営業の中止又は延期の検討を行うこととする。
- ・ 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクが高い来場者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

②来場者の安全確保のために実施すること

- ・ 来場者について、場内での適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用を推奨する。（正しいマスク着用については、例えば厚生労働省 HP「マスクの着用について」等参照。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

ただし、地域の感染拡大状況によって改めてマスク着用が求められる場合には、事前告知をした上で、マスク非着用者の入場は認めない。（様々な障害や病気（呼吸器、皮膚、心臓等の疾患、癌治療の後遺症、小耳症、聴覚障害、自閉症、感覚過敏、知的障害など）が原因でマスクが着用できないと申し出があった場合は除く。これらの申し出があった場合には、個別の事情をお伺いした上で、差別等が生じないよう十分配慮するとともに、適切な感染対策を講じるよう検討する。）

- ・ 以下に該当する者の入場制限を実施するとともに、必要に応じて来場者に対する検温を実施する。
 - 来場時に赤外線サーモグラフィー、非接触型体温計を活用するとともに、巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛け検温を行い、37.5℃以上の発熱があった場合
 - 軽度であっても咳などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者
 - 海外渡航歴を有する者の来場については、日本入国時の検疫措置（厚生労働省 HP「水際対策」など参照）に沿って判断する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・ 咳エチケット、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検を行う。（以下、消毒液に関する記載において同じ。））の徹底を促す。

※ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・ 感染防止の注意喚起のため、場内等で周知を行う。

③従事者及び選手の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者について、競走場等の開場に必要な最小限の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 従事者及び選手に対し、私生活を含め、感染リスクが高いと思われる場所への移動（例えば、適切な感染対策が取られていない夜の街への外出等感染リスクのある行動）を回避する等、行動管理を徹底するよう促す。
- ・ 従事者及び選手に対し、地域の感染拡大状況によっては、不要不急の会議及びイベント等への参加を見合わせるよう促す。
- ・ 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- ・ 従事者及び選手の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 従事者及び選手に対しては、自宅で検温を行うこととし、特に 37.5℃以上の発熱があった場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を競走場等又は管理・運営者及び競走実施機関等関係団体に記録する。
- ・ 発熱などの症状及び、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、従事者及び選手は政府の定める必要な待機期間は自宅に待機し、毎日検温等健康チェックを行い、発熱等体調異常があった場合は必要に応じて関係団体等に状況を報告することとする。
- ・ 海外渡航歴を有する従事者及び選手の対応については、日本入国時の検疫措置（厚生労働省 HP「水際対策」など参照）に沿って判断する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ・ 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 従事者及び選手について、場内、移動中の車内及び共同生活空間での適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用を徹底する。また、室内での換気、対人距離の確保等を徹底する。
- ・ 従事者及び選手に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 宿舎については、可能な限り各選手単独で使用するか、同部屋選手数を減らす。
- ・ 当該競走場の所在する地域の感染拡大状況によっては、選手の移動に伴う感染防止対策として、一般競走において可能な限り地区内でのあっせんに努める。
- ・ 従事者及び選手に対する検査の実施を図る。
 - 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

- 体調が悪い場合には出勤又は出場を見合わせるなど徹底する。
- 少しでも体調が悪い従事者及び選手が見出された場合や従事者及び選手が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従事者及び選手に対し、病院等の受診や抗原定性検査又はPCR検査（以下「PCR検査等」という。）の実施を促す。
- 上記検査結果が陽性であった場合、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- 職場における検査実施の具体的な手順等については、下記URL参照。
<http://nakenkyo.or.jp/upload/pdf/224104606.pdf>
 （令和4年10月19日改訂事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、従事者及び選手同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査等の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、自己検査結果が陽性であり、症状が軽い又は無症状の場合、健康フォローアップセンターに報告し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能である旨を周知する。自宅療養中の体調変化時等には、受診された医療機関や登録されている健康フォローアップセンターに連絡するよう併せて周知する。重症化リスクのある者（妊婦、基礎疾患がある方、高齢者）は、発熱外来・かかりつけ医・地域外来・検査センター等を速やかに受診する。必要に応じて受診・相談センター等に電話相談する。

④特に留意すべきこと

- ・ 直接手で触れることができる設備については定期的に消毒するなど感染防止を徹底する。また、来場者に対して、直接手で触れるような設備については触れる前に消毒を行うことなどの注意喚起や使用方法の工夫を行う。
- ・ 特定の場所の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講じ、身体的距離を確保する。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室或いは競走場等外への誘導を行い、検査を促す。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応するとともに、対応前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
 - 症状が重篤な場合は、医療機関へ搬送する。

⑤競走場等管理

ア) 競走場等内

- ・ 清掃、消毒を定期的実施する。

- ・ 適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、両替機、自動発払機など）に留意する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、清掃やごみ廃棄作業を行う者は、作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。
- ・ 競走場等の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置する。不足が生じないように定期的な点検を行う。必要であれば、入口数を制限することも検討する。
- ・ 競走場等の入退場時の行列は、身体的距離を確保し間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

イ) 休憩・喫煙スペース

- ・ 休憩スペースにおいては換気を徹底する。
※ 法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気を行う。
- ・ 乾燥する場面では、一定以上の湿度を保つよう加湿に努める。
- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩スペースは、身体的距離を確保した空間づくり等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者及び選手が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- ・ 喫煙所は、灰皿の間隔をあけるなど、できる限り身体的距離を確保するよう努め、人が密集しないスペースづくりを工夫する。屋内の喫煙スペースの場合は、常時換気を行い、常時換気が困難な場合は利用を禁止する。

ウ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒を行う。また、トイレ全体の換気を行う。
- ・ 液体せっけん、手指消毒剤などを準備する。
- ・ 共通のタオルの使用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオル等の使用を促す。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認するとともに、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。
- ・ トイレの混雑が予想される場合、身体的距離を確保して整列を促す。

エ) 飲食施設、売店等

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 各店舗において身体的距離を確保できるよう席の配置を工夫し、距離を確保できない場合はアクリル板等を設置する。また、家族等の一集団と他の集団との距離（最低1 m以上）を確保できるよう席の配置を工夫する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を定期的実施する。
- ・ 飲食施設、売店等に関わる従事員は、正しいマスクの着用と定期的な手洗いを実施し、飲食施設の利用者には手洗いや手指消毒を行ってから入場するよう促す。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 場内の食堂では、地域の感染拡大状況を踏まえつつ、適切な対策が講じられた場合に限り、レース映像（オッズ・競技情報を含む）を提供する。
- ・ 飲食を伴う業種については、外食産業に関するガイドラインも参照いただくことを推奨する。

オ) 舟券発売等窓口

- ・ 舟券発売等窓口の行列では、身体的距離を確保した整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ・ 有人窓口は縮小し、自動発払機の利用やキャッシュレス決済を推奨する。

カ) 来場時の送迎

- ・ 送迎バス等の車内では以下の通り対応する。
 - 窓を開ける等常時換気を行い、可能な限り対人距離の確保を図る。
 - 搭乗者に対しマスク着用を推奨する。
 - 手すり・つり革、座席等の共有部分は定期的に消毒を行う。

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者、選手及び来場者に対して、以下について周知する。
 - 身体的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 来場者に対し、場内では適切なマスク（不織布マスクの着用を推奨）の正しい着用を推奨
 - 関係者及び選手は、適切なマスク（不織布マスクの着用を推奨）の正しい着用を徹底
 - 感染リスクのある行動の回避
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議等が発表している「人との接触を8割減らす10ポイント」や『新しい生活様式』の実践例
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

以上